

平成 22 年度 第 2 回八戸市男女共同参画審議会議事録

と き：平成 22 年 8 月 25 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 05 分

ところ：市庁本館 3 階 第 3 委員会室

出席者：白鳥会長、外崎副会長、種市委員、馬場委員、岡沼委員、
中門委員、長嶺委員、本間委員、竹内委員

<開会>

事務局：それでは定刻を過ぎましたので、ただいまより平成 22 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日は傍聴者が 1 名おります。

それでは最初に会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

<会長挨拶>

会長：皆様こんにちは。大変暑い中、大変なところを皆さんにご出席いただきましてありがとうございます。八戸市は男女共同参画社会の構築のためにこれまでも着実に進展を遂げて来ていると私は思っています。さらに市民の一人ひとりの意識が浸透する、定着していく、理解するという面で、さらなる前進をしていかなければならないと考えています。現在、はちのへプラン後期実施計画を実施しておりますが、皆様には、その状況を事前に資料でお届けしてあります。今日は、新実施計画プランに向けての大きな橋渡しとしましても、これまでの実施してきた状況をベースに、更なるアップに向けて進んでいくために、ここの審議会の皆さんの役割が非常に大きいと考えています。どうぞ限られた時間の中ですが、皆様のご意見を積極的に出していただき、そしてその意見を次の計画につなげていくということで大きな役割を担っていただくことにご協力をいただきたいと思います。今日はよろしくをお願いいたします。

<議事>

事務局：それでは議事に入りますので、ここからは会長に進行をお願いします。

議長：案件に入る前に、前回、委員からご質問があった用語の使い方について、事務局から説明をお願いします。また、前回、審議会スケジュールについて概略の説明がありましたが、追加説明があるとのことですので、合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは前回、委員からご質問を頂戴いたしました、このプラン・基本計画の中での「促進」と「推進」の使い分けについてご説明させていただきます。

「推進」という言葉を使う場合には、目的・目標の達成にあたりまして、主として八

戸市が事業に取り組む場合としています。

「促進」という言葉を使う場合は、目的・目標の達成にあたりまして、主として市以外の主体、例えば市民の方や、事業所などが、事業に取り組む場合としています。なお、市と市以外の方々の両方が関わる場合がございます。そのような場合はその基準や状況に応じて使い方を判断させていただいています。

(審議会スケジュール案について説明)

議長：ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問がございましたらどうぞ。

委員：なし

議長：それでは、案件に入ります。資料 3「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 後期実施計画推進状況(平成 21 年度分)」についてですが、まず始めにこの資料の見方、評価方法について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(資料の見方、評価方法について説明)

議長：それでは資料の見方、評価の方法についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長：続いて推進状況の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(21 年度分推進状況の概要について説明)

議長：今の説明に質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長：では進めさせていただきます。膨大な量ですので基本目標の課題ごとに皆さまからご意見・ご質問をお聞きしたいと思います。

それでは、資料 3 の 1 ページから課題 1 の部分です。1~2 ページにわたっての課題 1 について、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

この課題 1「政策・方針決定過程における参画の多様化の促進」について、第一次評

価として実施状況と達成状況がお手元の資料のようになっていきます。二次評価においても、今説明がありましたが、より積極的な取り組みを期待するという状況になっていきますが、ご意見・ご質問ございませんか。

委員：1 ページ目で二次評価のお日様マーク 1 個についてですが、事業番号 501 での目標値が 30%以上で、実績では 25.5%となっていますが、達成状況が 90%以上という目標値は 27%ですから、あと 1.5%増やすとお日様マークが 2 つになるのでしょうか。

事務局：達成状況の評価基準で行きますと、そういうことになります。指標値の 90%以上あればこの小文字の“c”のところの小文字の“b”という評価になりますので、ワンランク上がります。

委員：では、もうちょっとという解釈でよろしいですか。

事務局：はい。

議長：数値的にはもう少しというところですね。よろしいでしょうか。

事務局：補足で説明をさせていただきますと、昨年度の 21 年度の数値は 25.5%ですが、平成 20 年度は 26.2%でした。多少下がっているという状況です。ここ数年、25%から 26%のところを上がったたり下がったりというような状況です。横ばいのような状況ですが、3 割は欲しいというのが基本的な考えです。

委員：30%でなければならぬ要因もしくは困ることとは何でしょうか。

事務局：この審議会は女性がたくさんいらっしゃいますが、他の審議会ではなかなか女性委員が少ないということがありますので、やはり男女共同参画の視点から見ると、女性の方にも多様な政策の場面で、女性の目線で意見をを出していただきたいというのが私どもの願いです。

委員：特に登用率の低い審議会はありますか。

事務局：分野によっては、ほとんど女性が入っていない審議会がございます。特殊な技術的な審議をするような審議会の場合にはそういうことがあります。女性と男性の得意分野などが反映されてくると思いますので、全ての審議会に男女が均等に入っていくということはありませんが、いろいろな場面で積極的に女性に入っていた

くことを目指しているのが現状です。

議長：よろしいでしょうか。課題 1 について他に意見はありませんか。

よろしければ、次に進みます。課題 2 について、課題 2 は 3～4 ページの「男女平等のための意識啓発の推進」についてですが、いかがでしょうか。

(意見・質問なし)

議長：では、5 ページの課題 3 「さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援」について、ご意見がありましたらお願いします。

委員：このところは、順調に取り組まれているという結果ですが、セミナーなどへの参加者の男女の割合は、どちらが多いとか少ないとか、お分かりになりますか。女性の参加割合の多いところが推進状況結果が良好のような気がするのです。

事務局：例えば、事業番号が 517 「チャレンジ支援を目的としたセミナー等の開催」ですが、この事業は、出産・育児や介護のために一度退職した方の再就職を支援するためのセミナーになるので、参加者のほとんどが女性となっております。

委員：男性を参加させないというわけではないのですか。

事務局：そういう訳ではなく、基本的には女性を対象としますが、男性で参加したい方があれば、女性と一緒に参加していただくという形で開催しております。

議長：男女で区切ってはいないけれども、この部分は女性の参加がほとんどであったということですね。

事務局：はい。

委員：課題 2～3 を通して、男女問わず参加できる講座等では、女性の参加のほうが多いような気がします。

事務局：はい。こちらの事業実績のところにも記載してありますが、どうしても男女共同参画をテーマにしますと、現在のところ男女別に見ますと、女性の参加が多いという状況になっているかと思えます。

委員：セミナーを開催する時間帯によるのでしょうか。土日に開催したら男性も参加す

ることが可能になるのでしょうか。

事務局：土日の方が男性も参加しやすいということは事実だと思いますが、例えば事業番号 508「市民企画事業」は、テーマが男女共同参画やデートDV防止についての講演会等を実施し、土日に開催していますが、女性の参加数が多い結果でした。

議長：事業開催にあたって、曜日とか時間帯についてご意見がございましたが、事業内容によって、それに関わりなく女性の参加者が多いということです。

それでは課題 4「男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討」について 6～7 ページにわたっていますが、ここはいかがでしょうか。

(意見・質問なし)

議長：つづいて基本目標 の課題 1「労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保」について、意見はありませんか。

委員：施策の方向 2「能力発揮のための支援」についてですが、支援策ということで講座などを設けた場合に、やはり男女の参加者数の差はないのですか。

事務局：527 の事業は、職業訓練センターで実施している研修ですので、特段男女差があるということはないと思います。その講座の内容によって多少の差があるとは思いますが、特別その様な状況は聞いておりません。

委員：仕事の内容によって、男性が多い職場と女性が多い職場というのがある中で、今まで男性優位の職場・職域だった分野の講座に女性が増えてきているということがありと望ましいと思うのですが、そういう傾向は見られませんか。

事務局：ここの課題 1 では、企業単位での研修会はやっておりません。こちらに載っている事業は職業訓練センターで、パソコン関連や、簿記などの講座を実施しています。

委員：参加者は、パソコン関係など IT 関係になると男性が多くて、簿記関係だと女性が多いのでしょうか。

事務局：職業訓練センターの研修の参加者の具体的な数値は把握しておりませんので、正確なところはわからないのですが、特段、区別して行っている事業ではありません。

委員：徐々に、男女どちらでも参加できる方向に進めていけば、この会議の存在意義が

あるかと思えます。

議長：委員の意見は、事業の開催もさることながらその成果を、例えば今の一次評価が“ A ”の“ a ”ですので、この成果を広めていき、事業担当課に意識化させていくということが大切だということを私達に投げかけてくれていると思えます。ありがとうございました。

その他、課題 1 について、意見等がありますか。

委員：労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保というところで、事業番号の 525 「企業におけるポジティブアクション実施促進」があるのですが、市の事務内容では、現場でのその実態が見えて来ないと思えます。本当に事業主たちが積極的に一生懸命やっているのかどうかを捉えるのはなかなか難しいと思えます。今後の課題になるのかどうかわかりませんが、この推進状況調査で出てきた結果をそのまま捉えて判断をしていくしかないのですが、では実際に事業主なり会員、各会社等を回って歩いたり状況を聞いたりすると、必ずしも思うように進んでいないような気がします。実態を捉える方法を今後の課題として考えていくとよいのではないかと思います。

議長：事業所現場の実態把握ということですね。評価的には、こういう数値があるが、実態はどうなのかという捉え方をしていかなければいけない。これまでも事業所アンケート等も実施してきているところですが、それでも実態が見えないということですね。

事務局：実は現在、市民及び事業者アンケート調査を実施しているところです。その質問の中に何らかのポジティブアクションを実施しているかどうかという項目が入っています。ですので、アンケート調査の集計が出れば、八戸市内の企業の状況というのがある程度分かるかと思えます。以前、18 年度にも事業者を対象にしたアンケート調査を実施しておりますので、その時の調査の状況と今回の調査の状況を比較、検討することができるかと思えます。

委員：アンケートは何社に実施しているのですか。

事務局：10 名以上の従業員がいる企業 700 社をこちらのほうで抽出して実施しています。

議長：ありがとうございました。18 年度実施アンケートと今年度実施アンケートの資料が手元に揃うことになるので、取り組みの成果が明らかになるということです。

それでは、課題 2 に進みます。課題 2 は「多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備」についてです。これは 9～10 ページにわたっています。ここはいかがでしょうか。

(意見・質問なし)

課題 3「仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備」に移ります。11～12 ページにわたります。

委員：雇用支援対策課で窓口にチラシやパンフレットを置いているということですが、どこの窓口に置いているのでしょうか。ちょっと達成状況が低いので、どの辺に置いてあるのか、雇用支援対策課の窓口に置いてあるのか、それとも市民課の窓口に置いてあるのかということをお聞きしたいです。

事務局：チラシは雇用支援対策課だけに設置しています。市民課や受付窓口などには置いていない状況です。

事業番号 540「労働環境整備の情報提供・啓発事業」についてですが、21 年度実績において、「21 世紀職業財団が実施している各種助成金、セミナー開催の周知に努めた」とあるのですが、21 世紀職業財団が開催したセミナーの中で、当課と共催で行ったセミナーがあり、その場合はセミナーのチラシは当課のパンフレットコーナーにも設置しました。

委員：大体何部ぐらい設置して、それから市民の皆様にはどのような経路で手元に渡るのでしょうか。

事務局：21 世紀職業財団と共催で行なったセミナーであれば大体 50 部くらい頂戴して、当課のパンフレットコーナーに設置し、その他に広報はちのへに掲載した年度もありました。

委員：雇用支援対策課だけに設置というのでは限られた人しか行かないので、これだとあまり周知にならないのかなと思います。これはあくまで課の問題なのかもしれませんが、ちょっと工夫しないと男女共同参画はなかなか広まらないのかなと思いますので、これは次の課題になるかと思います。

議長：では、この情報提供に当たっては課だけではなく広く知ってもらうための工夫が必要でないかというご意見を頂戴いたしました。

委員：今の事業内容から見たときに、育児・介護を行いながらの方たちは、そんなに頻繁に出歩けないので、限られた場所にしかチラシ等を置かないのでは周知が難しいと思います。

委員：例えばハローワークなんかではこういうのは置けないのですか。子育て支援などに関する情報が、ハローワークのような所があると職探しに行った方に見てもらえるかと思います。私のところに、子どもに仕事を紹介してほしいという人が来たときに、市でそういう制度があるんじゃないですか？という話をしたことがあります。市役所にそういうパンフレット等があると思うよ、という話をすることも少なくないです。仕事を求めに行くような場所やスーパーなどにパンフレット等を置けないものかと思います。ハローワークも管轄が違うので難しいのかもしれませんが、そのような所でこそ、八戸市ではこういうことをしてますということ案内してほしい気がします。

事務局：検討させていただきたいと思います。

委員：それでは基本目標 1 にうつります。「家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備」、課題1「家庭における男女間での協力促進」ということで13ページはいかがでしょうか。ご意見ございませんか。

(意見・質問なし)

では、課題2「子育て支援策の充実」というところです。14～17ページまでです。ご意見いかがですか。

委員：子ども家庭課の事業番号551「ファミリー・サポート・センター事業」についてですが、社会福祉協議会へ委託していますが、具体的にはどういう活動になっているのですか。

事務局：ファミリー・サポート・センターでは提供会員と依頼会員の登録制度になっており、依頼会員はお手伝いをお願いしたい人、提供会員はお願いをされたらお手伝いをしてあげる人という形になっています。例えばお母さんの都合で子どもを一時的に預かってほしい時にこのファミリー・サポート・センターに何月何日の何時から何時までお願いしたいということを依頼会員として申込みしますと、提供会員の中から都合の良い方をファミリー・サポート・センターでマッチングをしてご紹介します。双方都合がよければ、取り決めをした日時と場所に提供会員がお子さんを預かりにいきます。また、保育園にお迎えに行くというようなこともありますし、お母さんの都合で少し子どもさんの体調が悪いのだけれども、家で様子を見て欲しいというようなこともあります。様々あります。なお、提供会員については、子どもを保育できるような方でないといけないということで、毎年講習を開いておりまして、その所定の講習を全部受講されて、知識を得た方、条件をクリアした方が提供会員になるという制度になっております。

委員：利用料金はいくらですか。

事務局：1時間 500円です。

委員：今の事業は私も知っていますし、とてもいい取り組みだと思うのですが、達成状況が“b”になっていますよね。この原因は把握されていますか。

事務局：実は、昨年度、かなり活動件数が下がっています。担当課によると、提供会員の自家用車の使用について条件があり、通常、その車を使用することができないことになっています。というのは事故が起きた時の保障制度がないということで、原則として車を使わないよう、昨年度、周知徹底をしたことがあり、その結果、車でお迎えに行けないという、利用に制限がかかっている状況と聞いております。担当課では、現在、この件について依頼会員と提供会員の間で事前の合意文書の取り交わしによって、車を使うことができるように、制度の整備を図っていると聞いております。

委員：わかりました。

委員：事業番号 555 と 556 ですが、いずれも認可外保育施設に関する事で、達成状況が“c”になっており、達成に至っていないということですが、どのような事情なのか、予算的なものだったのでしょうか。

事務局：これはあくまでも認可外保育施設の方から市に対して助成金の申請を出してもらう形になっています。ですので、例えば職員の健康診断費について認可外保育施設で、全て自分の所でまかなえるというような状況があれば、助成金の申請をしないということもあります。このように、一概に役所が制限をかけているのではなく、認可外保育施設からの申請がなかったという状況だと思えます。

簡単な申請書ですが、認可外保育施設というのは小規模でやっているところもあり、常日頃の子どものさんの保育の事業をするので精一杯で、そういう事務仕事のところにもどうしても手が回らなかったところもあるのかと推測します。毎年度全ての認可外保育施設に制度のお知らせをしていますので、それに対して申請がなかったという状況だと思えます。

委員：わかりました。

委員：認可外保育施設が現在八戸市には 13 箇所あるということで理解してよろしいでしょうか。

事務局：いえ、もう少しあります。直近の数字ではありませんが、事業所内保育所とい

うものもありますので、認可外で設置しているところは、確か 20 箇所程度あったと思います。

委員：わかりました。

委員：申請がないということは、実施しているが申請がないということでしょうか。それとも申請もしていないし、実施もしていないということでしょうか。

事務局：認可外保育施設であっても、健康診断は法律上やらなければならないものになっていますので、実施しているはずですが、ただ、実施後に、かかった費用、領収書をつけるのですが、この領収書に基づいて、役所にそれに対する助成金の申請はしていないということになります。

委員：確かに、幼稚園も健康診断を実施しなければならないのですが、定員何名に対していくらかですというように、医療側に対する金額は決まっています。40 名くらいの幼稚園だともすごい負担になると思います。実際問題として思うように実施できないでいる、要するに支払わないと実施できないわけなので、そういうところが結構あるのではないかと思います。

委員：実施しなければいけないのですが、実情としてはどうなのかという心配もあるということですね。

申請手続きは難しいものなのでしょうか。

事務局：いいえ、基本的に何人受診したかの領収書が揃っていれば手続きできます。

議長：難しいものではないけど、申請が少ないということですよ。

事務局：先ほども申し上げましたが、小規模な認可外保育施設というのは本当に小規模なところが多いので、日常業務で忙しく、事務仕事に手が回らないところもあるのではないかなと推測しています。

議長：せっかくの制度が活用されていないのは惜しいですね。課題 2 のところで他に意見はありますか。

委員：事業番号 575 で「母子・父子家庭等に医療費を助成する」とありますが、その他の事業の「介護人派遣」や「児童扶養手当」、「遺児対策給付事業」に関しては父子家庭

に対しても母子家庭に対しても助成はあるのでしょうか。

事務局：事業番号 573「児童扶養手当」については、これまでは母子家庭だけでしたが、今年度 8 月から父子家庭にも、児童扶養手当が支給されるように法律が改正になっております。「介護人派遣」については、母子家庭に対する生活支援という県の事業です。県の介護人の派遣をするという制度のうち、市で行っているのは、その介護人派遣の依頼があった八戸市内の母子家庭の方について、介護人派遣の条件に適合しているという確認を取って書類を出す仕事をしています。また、「遺児対策給付事業」は、母子家庭だけということだけではなく、父親あるいは母親が亡くなった方、ご両親が亡くなった方が対象になります。

議長：よろしいでしょうか。それでは次に進みます。課題 3、18～20 ページまでで意見はありますか。

委員：事業番号 576「高齢者バス特別乗車証支給事業」は、70 歳以上の高齢者で指標が交付者数 16,000 人ということですが、対象者数は、これで全部ですか。

事務局：すみませんが確認が取れていません。

委員：これも申請方式ですか。

事務局：そうです。対象者全員に通知します。通知を出した上で、対象者もしくはそのご家族の方が市役所窓口で交付申請するという形です。

委員：わかりました。

委員：事業番号 590 の ALT に関して、市側から選ぶというのは可能でしょうか。例えば経歴であるとかそういうのを見て人選はできるものですか。

事務局：今、ALT や CIR もそうですが、市の方から条件を CLAIR（自治体国際化協会）に提示して、JET プログラム（語学指導等を行う外国青年誘致事業）ということで CLAIR が条件に合った人を採用し、市に候補として通知が来て、それについて受け入れるかどうか判断を示すという形になっています。

ALT の方は詳しく分からないのですが、CLAIR から紹介された人については、書類上での情報だけで、実際に面接をして試験をすることはないので、市で選ぶというのは、なかなか難しいのではないかと思います。

委員：彼らには、オフィスデーというのがあるのですが、何とかその時間を有効に使うことはできないのかと考えているのですが、そういう場があったら考えていただきたいと思います。

事務局：担当課の方に打診させていただきたいと思います。

議長：それでは次の課題4「地域活動及びボランティア活動の推進」について、何かありますか。21～23ページまでご覧になってください。

（意見・質問なし）

では24ページの基本目標「個人として重んぜられるべき人格の尊重」の課題1はよろしいですか。

（意見・質問なし）

課題2「男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進」の25～27ページについてはどうでしょうか。

委員：女性専門外来のことが新聞等に結構出てまして、女性医師だから話しやすかったなど、プラスの面が多く出ていたので、すごく利用率は良いのだなと解釈をしていたのですが、実績で予約率が22.5%ということですね。

実を言うと新聞に出ているような話は、医師の方にはほとんど聞こえてきませんで、女の人だと話しにくいとか、時間が限られていて、そこで切られてしまうなどという話をされる方がものすごく多いです。だから市民病院は予約でいっぱいなのだと私は解釈していました。こういう実証は今回初めて聞いたのですが、実際に女性の相談を受けた場合に、時間の制限をつけられないのです。そういう意味では、もう少し様々な医療機関と連携をとり、長期にわたる相談など、その辺のことをもう少しサポートできないかなと思います。

委員：医療機関同士の連携が大事ではないかということですね。

委員：間に入って話を聞いてあげて、こういうこと聞いてみたら？などアドバイスしてくれる方、保健師さんたちでもいいと思います。せっかくこういう女性外来を開設したのであれば、もう一步踏み込んだサポート体制が必要かと思います。

事務局：はい。今のようなお話を市民病院の方と話をしたいと思います。

議長：課題3に進みたいと思います。「男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習

への支援」の 27～29 ページの最後の部分ですがご意見いかがでしょうか。

委員：27 ページの一番下「いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業」についてですが、今、アドバイザーとして小児科の先生や泌尿器科の先生までが入っていますが、婦人科医だけでやれたらと思っています。婦人科医で参加しているのは数名しかいないというのが現状です。

今ワクチンのお話が出ていますが、ワクチンが普及するのはよいのですが、あれは HPV ウィルスという性病や子宮頸ガンのワクチンであって、あれを接種したらガンにならないとか、予防注射していれば性交渉は自由だというような方向に話が行ってしまうと困るわけです。そのような話を講演会で話しているかということ、していないのです。性教育は、専門的な分野なので、婦人科医だけでやれたらいいのではないかと思っています。アドバイザー事業の達成状況としても、できれば“a”になるように、“b”ではちょっと甘いのではないかと現場の人間としては思っています。

議長：ありがとうございました。皆さんから推進状況について、ただ今出された意見を事務局において取りまとめていただいて、意見を付記した上で各課へ通知、公表をお願いしたいと思います。

最後にその他ですが、委員の皆さんから何かございますか。

(事務局：当課での今後のイベント紹介)

(委員：配布チラシの説明)

議長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。委員の皆さま、今日は大変貴重なご意見、取り組んでいる事業内容はもちろんですが、このことを広く市民に知っていただくために、貴重な意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。これをもって議事を終了いたします。進行を事務局の方へお渡しいたします。よろしく申し上げます。

事務局：会長、ありがとうございました。それではこれを持ちまして平成 22 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。

<閉会>